

離島等供給約款見直しの概要

1 料金単価の見直し

○ みなし小売電気事業者である九州電力株式会社が特定小売供給約款等で設定する、当社の供給区域における標準的な料金と同程度の水準となるよう電気料金単価を見直します。
(詳細は、別紙2～3を参照ください。)

2 料金単価以外の見直し

- 一部の料金メニューについて、料金単価以外の見直しを行います。
- 対象となる料金メニューおよび見直しの内容は次のとおりです。

料金メニュー		①燃料費調整単価の見直し (調整上限の廃止)	②通電機器割引の廃止	③メニュー見直し
低 圧	季時別電灯	○	○	—
	時間帯別電灯 (10時間型)	○	○	新規受付を停止
	ピークシフト電灯	○	○	新規受付を停止
	高負荷率型電灯	○		—
	低圧季時別電力	○		—
	深夜電力	○		新規受付を停止*
	第2深夜電力	○		新規受付を停止
	低圧蓄熱調整契約			新規受付を停止
	時間帯別電灯 (8時間型)			時間帯別電灯 (10時間型)へ統合
高 圧	負荷率別契約			新規受付を停止
	深夜電力			
	第2深夜電力			

※防霜用機器は引き続き新規受付を行います

- ① 燃料費調整単価の見直し (調整上限の廃止)
 - ・ 燃料費調整単価について、本土と同様、調整上限を廃止します。
- ② 通電機器割引の廃止<電気温水器やエコキュートをお持ちのお客さま>
 - ・ 電気温水器等の夜間に通電する機器については、機器の容量に応じ割引をしていますが、本土と同様、通電機器割引は廃止します。
- ③ 料金メニューの見直し
 - ・ 時間帯別電灯 (8時間型) は、ご契約中のお客さまに限定して適用を継続していますが、本土と同様、10時間型に統合 (8時間型は廃止) し、時間帯別電灯 (10時間型) の料金および供給条件を適用します。
 - ・ また、時間帯別電灯 (10時間型) や深夜電力等については、2023年4月1日以降、新規受付を停止いたします。